

# 資 料

( 国稅関連 )

平成 22 年 4 月 5 日

財務省

# 目 次

○ 平成 22 年度税制改正大綱（抄）	1
○ 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ	2
○ 「番号制度」の導入に当たっての主な論点	3
○ 税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件	4
○ 「見える番号であること」について	5
○ 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要	6
○ 個人付番されている既存の番号制度について（税務に利用する視点からの整理）	7
○ 主要国における資料情報の概要（個人）	8
○ 税務情報（国税）に関する管理	9

# 平成 22 年度税制改正大綱（抄）

平成 21 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定

## 第 3 章 各主要課題の改革の方向性

### 1. 納税環境整備

#### (3) 社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、(4)で詳述する歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が必要なことは言うまでもありません。

### 2. 個人所得課税

#### (1) 所得税

##### ③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

##### ④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

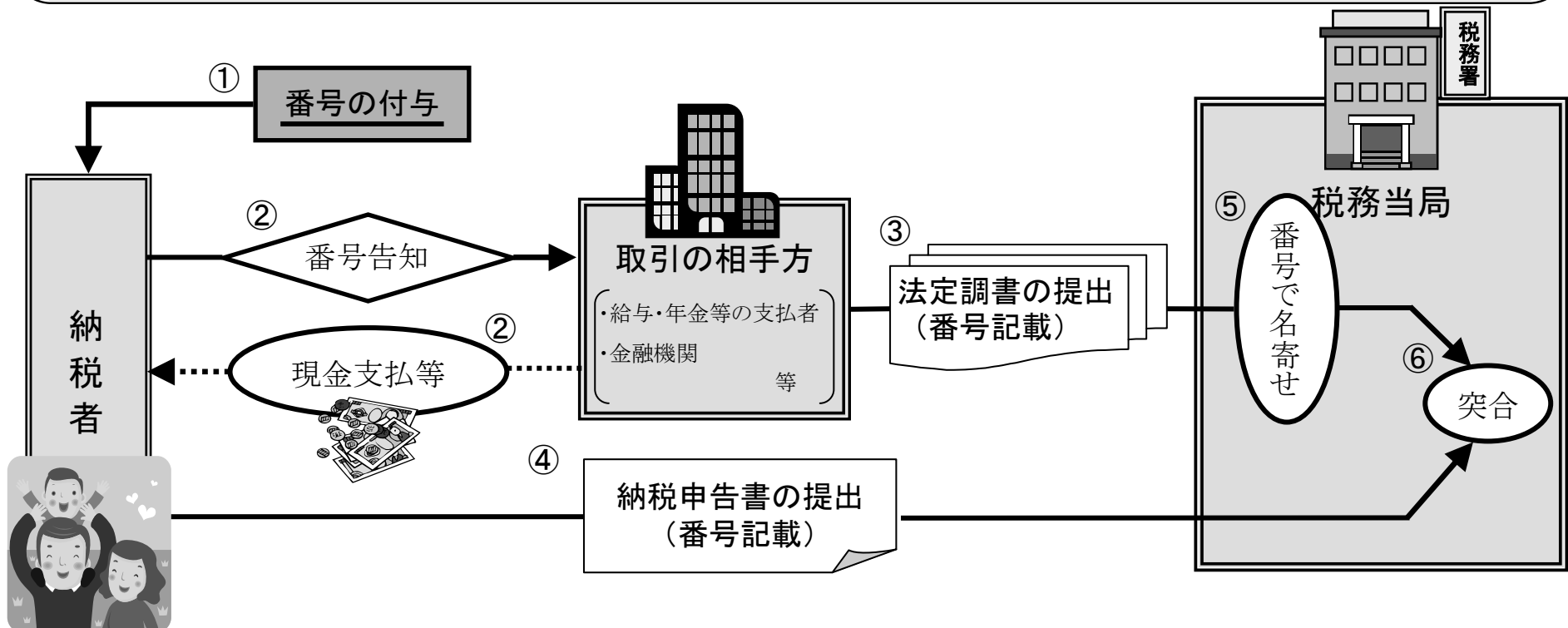
## 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

税務面における「番号制度」とは、納税者に<sup>しっかい</sup>悉皆的に番号を付与し、

- (1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること
- (2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。



## 「番号制度」の導入に当たっての主な論点

### ○ 使用する番号をどうするか

- ・ 「番号」を税務面で利用するためには、最低限「悉皆(しっかい)的に付番されていること」「一人一番号が確保されていること」「民－民－官の関係で利用できること」「目で見える番号であること」を満たす必要があるが、この点に照らし、既存の番号の活用や新たな番号の創設についてどう考えるか。

### ○ 番号を使用する取引等の範囲をどうするか

- ・ 税務当局に提出される資料情報の範囲について、所得把握を確実に行う観点から、どう見直していくか。

### ○ 「番号制度」を利用する行政事務の範囲をどうするか

- ・ 税務行政のほか、社会保障のどの分野で共通の「番号」を利用するか。

### ○ プライバシー保護に関する懸念にどう答えるか

## 税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件

- ① 「<sup>しっかい</sup>悉皆的に付番されていること」  
(課税の公平を確保できるよう、課税所得を生じうる者に<sup>しっかい</sup>悉皆的に付番されていること)
- ② 「一人一番号が確保されていること」  
(番号による名寄せ・突合が効率的かつ正確に行えるよう、納税者の住所、氏名の変更が速やかに把握され、一の納税者に対し同じ一つの番号が付与されている関係が確保されていること)
- ③ 「民－民－官の関係で利用できること」  
(納税者本人(民)が取引相手方(民)に番号を告知し、取引相手方(民)がその番号を記入した法定調書を税務当局(官)に提出するという「民－民－官」の関係で利用できる番号であること)
- ④ 「目で見える番号であること」  
(取引相手方(第三者)が、法定調書に記載すべき納税者本人の番号を容易に確認できるよう、目で見える番号であること)

## 「見える番号であること」について

### ＜現行の法定調書の提出枚数(上位10種)＞

順位	区 分	主な提出義務者	提出枚数(枚)
1	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	証券会社	5,793万
2	公的年金等の源泉徴収票	社会保険庁	3,389万
3	<u>給与所得の源泉徴収票</u>	<u>給与等の支払者</u>	1,954万
4	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	株式会社	1,504万
5	先物取引に関する支払調書	証券会社	1,150万
6	<u>報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書</u>	<u>報酬、料金等の支払者</u>	1,078万
7	生命保険契約等の一時金の支払調書	生命保険会社	973万
8	生命保険契約等の年金の支払調書	生命保険会社	822万
9	<u>不動産の使用料等の支払調書</u>	<u>不動産を賃借する法人等</u>	505万
10	株式等の譲渡の対価の支払調書	証券会社	461万
52種類の法定調書の合計			1億9,439万

(注)国税庁調べ(平成20年7月から21年6月までの計)。なお、現行の法定調書は54種類。

### ＜法定調書の例＞

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書					
支払を受ける者	住所(居所) 又は所在地				
	氏名又は名称				
区 分	細 目	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額
		内	千	円	内
(摘要)					
支払者	住所(居所) 又は所在地				
	氏名又は名称				
(電話)					
整 理 欄		①	②		

左例の場合、「番号制度」導入後、報酬、料金等の支払者は、報酬等の支払を受ける納税者本人の「番号」を確認し、左の法定調書に記入して税務署に提出することとなると考えられる。

調書の提出義務を負う事業者の数は多く、経営規模も多様であることから、特別の設備等を用いなくとも容易に番号が確認できるよう、「目で見える番号であること」が必要となる。

### ＜法定調書の提出者数(上位3区分)＞

区分	提出すべき者	提出者数
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	238万
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	222万
不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	128万

(注)国税庁調べ(平成20年7月から21年6月までの計)。なお、提出者数については、給与の支払事務が支店単位で行われている場合には、本店と支店の延べ件数となっていることに留意。

# 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

（2010年1月現在）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 <sup>（注3）</sup> （2008年現在）	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年	
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号 （9桁）	税務（一部） <sup>（注1）</sup> 、社会保険、年金等	非公表	6,038万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法	1961年
	アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億2,000万人 （累計数）	3億406万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 （累計数）	3,331万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法	1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	住民登録番号 （10桁）	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	922万人	国税庁	個人登録に関する 法律	1967年
	デンマーク	住民登録番号 （10桁）	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	549万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968年
	韓国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保障、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,861万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	フィンランド	住民登録番号 （10桁）	税務、社会保障、住民登録等	全住民	531万人	財務省 住民登録局	住民情報法	1960年代
	ノルウェー	住民登録番号 （11桁）	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	477万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律	1971年
	シンガポール	住民登録番号 （1文字+8桁）	税務、年金、住民登録、選挙、 兵役、車両登録等	全住民	484万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
	オランダ	市民サービス番号 （9桁）	税務、社会保障、住民登録等	全住民	1,643万人	内務省	市民サービス番号法	2007年 <sup>（注4）</sup>
税務番号	イタリア	納税者番号 （6文字+10桁）	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,983万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア	納税者番号 （9桁）	税務、所得保障等	約3,099万人 （累計数） <sup>（注2）</sup>	2,143万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年
	ドイツ	税務識別番号 （11桁）	税務	約8,100万人	8,213万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年

（参考） フランスには、納税者番号制度はない。

（注1） イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

（注2） オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

（注3） 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”（国際連合）による。

（注4） オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた（財務省所管）。



**個人付番されている既存の番号制度について  
(税務に利用する視点からの整理)**

		住民票コード	基礎年金番号
根拠規定		・ 住民基本台帳法	・ 国民年金法
付番機関		・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	・ 厚生労働大臣
付番対象者		・ 居住者(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加)	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)
目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等)</li> <li>・ 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)</li> <li>・ 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金の制度運営の一層の適正化・効率化</li> <li>・ 被保険者及び年金受給権者に対する行政サービスの向上</li> </ul>
留意点	① 悉皆的付番の観点	・ 我が国で唯一、すべての住民に対し付番が完了している。	・ 年金制度未加入者(未成年者等)には付番されていない。
	② 一人一番号の観点	・ 我が国で唯一、住民に対し1対1の付番が完了している。	・ 本人又は勤務先事業主から正確な届出がなされない場合等には重複付番が発生する可能性がある。
	③ 民一民一官での利用の観点	・ 住基法では、民間事業者(給与の支払者や金融機関等)が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されている。	・ 国民年金法では、法令で定める年金事務を行う民間事業者に限り、基礎年金番号の告知を求めることが認められている。(それ以外は禁止)
	④ 目で見える番号の観点	・ 本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されていない。	・ 年金手帳等に基礎年金番号が記載されている。

		日 本	アメリカ	オーストラリア	イギリス(注4)	フランス
フ ロ ー ク	金融所得					
	・ 利子	× (源泉分離課税)	○	○	○	○
	・ 配当	○	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	×	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	× (注3)	×	×
	海外送金	○	○	× (注3)	×	× (但し、記録保存義務あり)
ス ト ッ ク	金融資産					
	・ 預貯金口座開設	×	× (但し、記録保存義務あり)	○	×	○
	・ 株式保有	×	×	×	○	×
	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	×	○	×	○	○

- (注) 1. 「資料情報」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。  
 2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意する必要がある。(例：年間支払額500万円以下の給与所得源泉徴収票、金融機関を経由する国外送受金等で1回あたり100万円以下の送金等調書等)  
 3. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。  
 4. イギリスにおいては、資料情報の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、資料情報を提出しなければならない。  
 5. ドイツには、資料情報制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(参考) 納税者番号	なし	あり	あり	あり(注)	なし
------------	----	----	----	-------	----

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的に一部用いられている。

## 税務情報（国税）に関する管理

税務情報の保護については、(1)税務当局、(2)税務当局から情報提供を受けた他官庁、(3)納税者の取引の相手方（民間）のそれぞれの局面において問題となる。

### (1)税務当局における管理

- ・ 現行、国税職員の秘密漏洩に対しては、①国家公務員法上の守秘義務に加え（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、②各税法上、加重された守秘義務が課されている（調査従事者の秘密漏洩は2年以下の懲役又は30万円（平成22年改正後100万円：平成22年6月1日適用）以下の罰金）。
- ・ また、行政機関個人情報保護法においては、不正な情報提供等が禁止されている（違反は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等）。

#### システムに関する措置

- ・ 外部と接続しない閉じたネットワークを構成。
- ・ 利用する職員の職域・職階により利用メニュー、参照可能範囲を制限。納税者情報の閲覧について、アクセスログを取得し複数の管理者による監査を実施。

### (2)他官庁における情報管理

- ・ 現行では、国税当局からの税務情報の提供が法令上認められるのは、地方税当局に対する所得税申告情報の提供等、極めて限定されている。
- ・ 情報提供後の当該税務情報の管理は、情報提供先である他官庁において行われる（地方税の調査従事者の秘密漏洩は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）。
- ・ また、行政機関個人情報保護法においては、不正な情報提供等が禁止されている（違反は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等）。

### (3)民間における管理

- ・ 個人情報保護法上、民間事業者（源泉徴収義務者・法定調書の提出義務者等）は、個人から提供を受けた個人情報の目的外利用が禁止されている（主務大臣による是正命令違反に対しては、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。